

○大府市保育施設広域利用実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第1項の規定に基づき、他の市町村（特別区を含む。以下「他市等」という。）との広域利用に関する連絡調整の方法を定め、広域利用を円滑に実施し、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子育て支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（子育て支援法第7条第4項に規定する幼稚園を除く。）及び子育て支援法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。
- (2) 私立保育所 都道府県及び市町村（特別区を含む。）以外の者が設置する子育て支援法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (3) 保育の委託 市内に住所を有する児童の保育を、他市等の区域内に存する保育施設（以下「市外施設」という。）において行うことをいう。
- (4) 保育の受託 他市等に住所を有する児童の保育を、本市の区域内に存する保育施設において行うことをいう。
- (5) 広域利用 保育の委託及び保育の受託をいう。
- (6) 児童 子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。）をいう。
- (7) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

(保育の委託)

第3条 市長は、市内に住所を有する児童を養育する保護者が市外施設への入所を希望する旨の申出があった場合において、その内容が適当と認めるときは、当該他市等の長に対し、必要な書類を添付して広域利用についての協議書（第1号様式）を送付し、協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議の結果、他市等の区域内に存する私立保育所（以下「市外私立保育所」という。）に保育の委託をすることが決定した場合は、保育委託契約書（第2号様式）により当該市外私立保育所と委託契約を締結するものとする。

(保育の受託)

第4条 市長は、他市等の長から保育の受託の協議を受けた場合において、本市の区域内に存する保育施設の運営状況を考慮し、市内の児童を優先して入所させた後、運営等に支障がないと認めるときは、保育の受託をすることができる。

2 市長は、前項の規定により保育の受託をする場合は広域利用についての回答書（受託）（第3号様式）により、保育の受託をしない場合には広域利用についての回答書（不受託）（第4号様式）により当該他市等の長に通知するものとする。

(保育の委託及び受託の基準)

第5条 複数の児童の入所について同一の他市等へ保育の委託に係る協議をする場合、複数の他市等から保育の受託に係る協議を受ける場合等、入所児童の調整が必要な場合は、次に掲げる調整基準によるものとし、優先順位は各号の順位とする。

(1) 里帰り出産等の場合（里帰り先で家庭保育ができない場合）

(2) その他市長が必要と認めた場合

（保育料）

第6条 保育の委託をした場合における保育料は、大府市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年大府市規則第31号）第12条に定める額とする。

2 市外施設（市外私立保育所を除く。以下この項において同じ。）に保育の委託をした場合における保育料は、保護者が市外施設の設置者に納付するものとする。

3 市外私立保育所に保育の委託をした場合における保育料は、市長が保護者から徴収するものとする。

（委託料）

第7条 私立保育所における広域入所に係る委託料の額は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日付け内閣府告示第49号）に基づき算定した額とする。

2 市外私立保育所への保育の委託に係る委託料は、当該市外私立保育所の請求により行うものとする。

3 市内の私立保育所への保育の受託に係る委託料は、当該私立保育所が請求を行うものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、関係他市等の長との協議により定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 入所手続その他この要綱を施行するために必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年7月7日から施行し、同年4月1日から適用する。